

平成28年度第2回京都市産業廃棄物3R推進会議 摘録

1 日 時 平成28年12月21日（水） 午後3時00分～4時30分

2 場 所 職員会館かもがわ 中会議室

3 出席委員 新井委員，郡嶋委員長，佐藤委員，高岡副委員長，高木委員，高橋委員，
檀野委員，福岡委員，細木委員，渡辺委員

※ 上記委員の他，京都府環境部循環型社会推進課尾形課長がオブザーバーとして出席。

4 議事内容

（1）第3次京都市産業廃棄物処理指導計画に掲げた施策の進捗状況

ア 各施策の進捗状況概要

資料1に基づいて事務局から説明があった後，次のような意見交換が行われた。

委 員：処理施設等への立入検査において，是正していない事案があるが，どのような理由で是正に至っていないのか。

事 務 局：本件の詳細は不明であるが，資金面等ですぐに是正されない場合がある。

委 員：是正期限は示しているのか。

事 務 局：一律ではなく，違反の様態に応じて示している。引き続き指導を進めていく。

委 員：立入施設は74施設とのことであるが，どのような基準で選定したのか。

事 務 局：資料に記載している内容は12月13日時点での情報であり，年度末までに88施設全てを検査する予定である。また，食品廃棄物を取り扱う施設に対しては，複数回の立入検査を行う予定である。

イ 水銀に係る施策の進捗状況について

① 医療機関に退蔵されている水銀使用製品の回収事業について

資料2に基づいて事務局から説明があった後，次のような意見交換が行われた。

委 員：今回報告は京都市内だけのものであるが，京都府の他の地域でも事業を行っているのか。

委 員：府域も同様に行っている。

委 員：京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会でも同様の議論がされているところである。参加が約半数となっているが，その理由は何か。

事 務 局：推測ではあるが，新しい医療機関は保有していないこと，病状によっては水銀の方が精度が高いと考えられており，必要と判断されていることなどが挙げられる。

委 員：地区によって排出量にばらつきがあるが，その理由は何か。

事 務 局：不明である。

委 員：充填用水銀の用途は何か。

事 務 局：水銀血圧計等に水銀を補充するためのものである。

委 員：水銀保有量について，医療・福祉の業種が全体の6割を占めるとのことであるが，残り4割はどのような業種が保有しているのか。

事 務 局：平成26年度に実施した本市産業廃棄物実態調査によれば，製造業が20.

9%、学術研究等が10.7%となっている。

委員：医療機関等以外への取組はどのようにしていくのか。

事務局：京都商工会議所などを通じて啓発している。

委員：排出事業者責任を逸脱しないように、とのことであるが、具体的にはどのような内容か。

事務局：委託契約、マニフェストの交付等の責任を、排出事業者である各医療機関は負っているが、その権限を京都府医師会等に委任している。しかしながら、処理責任はあくまで各医療機関にあり、京都府医師会等にその責任を転嫁することはできないことから、排出元が深く関与しないまま処理が行われないよう、また電子マニフェストを利用して処理完了を確認するよう、各医療機関に求めている。

② 水銀関連 廃棄物処理法省令等改正について

資料3に基づいて事務局から説明があった後、次のような意見交換が行われた。

委員：京都には社寺仏閣が多く、宮大工の方も多いと推察するが、「朱」の取扱いはどのようになるのか。

事務局：来年10月以降、廃棄物となった場合は水銀使用製品産業廃棄物となる。

委員：水銀使用製品であっても使用することはできる。

事務局：今後は、廃棄物になったものについて、厳密に管理されていくという趣旨である。

委員：朱の全体量は把握できているのか。

委員：全国で約1tの朱が流通している。注意喚起するほうがいだろう。これらについては、改正に係るパブリックコメントでも多くの意見があった。

委員：「廃水銀等」について、現在、何事業者に許可が付与されているのか。

事務局：本市許可は3事業者である。

委員：(株)京都環境保全公社は廃水銀等の許可を得ていないが、産業廃棄物の受入はダンボールやプラスチックケースに梱包された状態で行っている。開封して混入を防止することが必要となるか。

事務局：引き渡す産業廃棄物の性状などについて、正しい情報を提供することは本来排出事業者の責任である。また、感染性廃棄物などは開封せずに直接焼却処分することが原則である。しかしながら、例えば音などにより混入が疑われる場合は、排出事業者に対して確認するなどの対応をお願いしたい。

委員：35種類が水銀使用製品産業廃棄物に指定されるが、家庭から排出されるものと事業者から排出されるものの処理方法の違いなど、見極めが難しいと考えるが、周知方法はどのようにする予定か。

委員：国へも問題提起している。

委員：年度末までにガイドラインが公表される予定であり、いくらか答えは出るだろう。一般廃棄物である家庭から排出されるものは、京都市の場合は有害廃棄物として回収されていたと思う。

委員：水銀使用製品の製造や使用についての動きはどうか。

委員：製造もやめていく方向ではあるが、例えば体温計は使用できなくなるが、高温を計測するための温度計や、検査業で使用される基準器など、特殊用途の場合などは製造することができる。使用は引き続き可能である。

委員：蛍光灯も同様か。

委員：何mg以下なら可、という整理である。廃棄時は水銀使用製品産業廃棄物となる。方向としては、蛍光灯からLED照明に移行していこう、という見立てである。ただ、蛍光灯に関しては、安定器等の機器を伴うものであり、すぐには進まないと考えられる。

(2) 委員の改選について

平成29年4月に予定している本会議の委員改選について、就任期間が6年を超える委員は規定により原則として再任できず、6年を超えない委員は改めて就任の依頼を行う旨、事務局から説明があった。

(3) 次回会議の日程

次回は平成29年2月頃の開催とし、改めて日程等を調整することとした。

(4) その他

郡島委員長から廃棄物処理法改正について報告を求められ、次のような意見交換が行われた。

委員：昨日から、廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）のパブリックコメントが始まっている。食品廃棄物関係や、電子マニフェストの普及が進んだことを受けた内容となっている。また、優良認定制度などについても見直しに触れている。

事務局：情報の御提供、ありがとうございます。まだ内容を確認できていないが、次回の会議で、各委員から意見を頂戴したい。